

琉球大学学術リポジトリ

避難所における犯罪防止を目的とした来所者の身分
確認（1）：

アメリカ合衆国憲法第4修正の判例法理を参考に

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学人文社会学部・琉球大学大学院法務研究科 公開日: 2021-04-19 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三明, 翔 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/48241

〈論説〉

避難所における犯罪防止を目的とした来所者の身分確認(1)

—アメリカ合衆国憲法第4修正の判例法理を参考に—

三 明 翔

目次

- 一 はじめに
- 二 ハリケーン・イルマ襲来時のフロリダ州ポーク・カウンティの措置
- 三 合衆国憲法第4修正と関連する先例
 - 1 第4修正と「身体」の「押収」
 - 2 「身体」の「押収」となりうる停止（以上、本号）
 - 3 自動車の停止・検問
 - 4 空港・裁判所等における保安検査
 - 5 身分証明書等の提示等
- 四 避難所入口での身分証提示等の条件化と停止
- 五 結びに代えて

一 はじめに

1 大規模災害から市民の生命・安全を守るためには、人々が躊躇なく迅速に避難所¹に待避し滞在を続けられるようにすることが重要である。ところが避難所は、簡易な間仕切りしかないことも稀ではなく、不安とストレスの多い空間で時に長期に渡り不特定多数の人々が寝食を共にする場所であるため、トラブルも生じやすく、犯罪も皆無ではない²。災害時は犯罪への不安感を高めやすいとされ³、被災地で略奪や凶悪犯罪が多発しているというデマや流言が近年の災害でも発生している⁴。犯罪被害を恐れ、避難を必要とする人々が避難所の利用を躊躇する事態は避けなければならない⁵、避難所での防犯対策を十分に講じ、またそのことが犯罪の正確な発生状況とともに市民に広く周知される必要がある。

避難所の防犯対策として、現在、避難者同士の見守り体制の構築、仮設トイレ等での施錠・防犯ブザー等の設置、トイレ・入浴施設付近での性犯罪対策の実施、警察の巡回・派遣体制の確保、自警団等の結成等が奨励されている⁶。また被災地域で凶悪犯罪が多発しているとのデマ・流言を受け、そうした届け出が実際にはなく、被災地のパトロールを行っていることを周知するチラシを県警察が配付した例もある⁷。こうした措置を総合的に実施していくことは有効だと思われるが、仮に今後国民の耳目を集めるような凶悪犯罪が避難所で発生したり、あるいは、避難所での深刻な犯罪発生の実態が明らかになるなどした場合⁸には、より強度の防犯対策を求める声が高まると思われる。

そうしたもののの中に、避難所の入口での来所者の身分確認を徹底すべきとの主張が出てくることが予想される。避難所の入口で、臨場した警察官が来所者の身分証の提示または指紋の押捺を求め、それを避難所利用の条件とすべきというものである⁹。その効用として、①警察のデータベース等への照会から、来所者に逮捕状が発付されていることが判明した場合は警察官がその場で逮捕することにより、②来所者に性犯罪等の一定の前科・前歴があることや、暴力団構成員であること、ストーカー等規制法やDV防止法に基づく接近禁止命令が発せられていること¹⁰等が判明した場合は、避難所の職員等がその事情を把握して避難所を運営・管理することにより、あるいは、③避難所内での窃盗や詐欺等を目的とする避難者を装う者¹¹の来所自体を抑止することにより、避難所での犯罪を未然に防ぐことできるといった主張がされられると思われる¹²。またそうすることが不当でない理由として、既に一部市町村等では、任意ながら来所者に氏名・住所等をカードに記載することを求め避難者名簿を編纂しており¹³、それを徹底させるに過ぎないとか、避難所が公共の施設である限り庁舎管理権に基づき立入の条件を付することが許されるはずだとか、身分確認を拒否して立ち去る自由はあるのだから権利侵害は生じないといった主張がなされられると思われる。他方、かかる措置は、却って市民の避難所利用を萎縮させるとか、また避難所の入口で一律に来所者を停止させ、その身分を確認することはプライバシーその他の権利・自由の不当な侵害となるといった懸念が指摘されることになるであろう。

2 ところで、アメリカ合衆国では、2017年9月にハリケーン・イルマ (Irma)

が襲来した際に実際にこれと類似する措置をとった地域がある。フロリダ州のポーク・カウンティ (Polk County) がそれであり、性犯罪前歴者の立ち入りを防ぎ、また逮捕状の執行により避難所の安全を守るためとして、避難所入口に警察官が臨場し、来所者の身分証の提示又は指紋の押捺・提出が避難所利用の条件とされたのである。ところが、同カウンティのシェリフがかかる措置をとることを SNS 上で予告すると、インターネット上で批判が殺到し、全国的に報道され議論を呼ぶこととなった。また来所者を個別の嫌疑なく停止させることは、合衆国憲法第4修正の禁ずる不合理な「身体の押収」にあたりと主張する訴訟も提起された¹⁴。

当該訴訟は原告が訴えを取り下げたため、裁判所の判断が下されることはなかったが、当該訴訟に着想を得て、避難所入口で検問所を設置することの第4修正上の適法性を検討した論稿も公開されている¹⁵。合衆国では近年大規模なハリケーンや森林火災等の災害が相次いでおり、今後も犯罪防止を目的とした避難所入口での身分確認の適法性が争点となり得るものと予想される。

3 避難所での防犯を目的として臨場した警察官が来所者全員に身分証の提示等を求め、それを避難所利用の条件とすることの適法性に関する議論は、わが国ではほとんどみられず、合衆国でもその端緒がみられるにとどまる。しかしながら合衆国には、官吏による停止や検問に関し、憲法に基づく規律をめぐる先例が積み重ねられている。勿論、憲法の文言と解釈の違い、連邦制国家・単一国家の別、災害時の犯罪の発生状況の相違¹⁶等に十分留意する必要があるものの、合衆国の先例にあらわれる原理的考察や価値判断は、わが国の議論にも参考になると思われる。世界有数の地震大国であり避難所の設置件数も相当に多いわが国において、将来起こり得る議論の備えとして、合衆国憲法第4修正の下でなされるであろう議論を知ることの意義はあると思われる。

こうした関心から、以下本稿では、2017年のポーク・カウンティの措置を巡る経緯をみた後、合衆国憲法第4修正を巡る関連判例を概観し、合衆国の判例法理の下で、犯罪防止を目的とした避難所入口での身分証提示等の条件化と停止の適法性がどのように分析されることになるかを検討する。最後に合衆国での議論から得られる日本法へ示唆について触れることとする。

二 ハリケーン・イルマ襲来時のフロリダ州ポーク・カウンティの措置

1(1) 2017年9月10日午後3時過ぎ、大西洋で観測された史上最大のものの一つとされるハリケーン・イルマがフロリダ州に上陸し、大きな被害をもたらした。イルマ上陸が迫る9月6日朝、ポーク・カウンティ・シェリフの Grady Judd 氏は次のような投稿を Twitter 上で行った。

「ハリケーン・イルマのため避難所に行く方ご注意ください。全ての避難所には、職務遂行を宣誓した〔法執行官〕がおり、身分証を確認しています。性犯罪前歴者¹⁷の立ち入りはできません。」¹⁸

「もしあなたに令状が発せられていて、イルマのため避難所に来るのならば、我々は喜んであなたをポーク・カウンティ・ジェイルという名の安全な避難所にエスコートします。」¹⁹

(2) Judd 氏の投稿には直後から SNS 上批判が殺到し、全米ニュースでも取り上げられることとなった²⁰。フロリダ州アメリカ自由人権協会 (ACLU of Florida) も同日、Twitter 上で Judd 氏の投稿を「無責任な投稿」と批判する声明を出した²¹。批判の要旨は、令状の発せられている人々のほとんどは、軽微で非暴力的な罪について令状を発せられており、避難所で他者を危険にさらすことはなく、Judd 氏の投稿はそうした人々に対し、支援と避難場所なしに自然災害に向き合うか、未払いの交通違反切符等を理由にジェイルに行くかの選択を強いるもので、避難所に行くことを避けた者の生命だけでなく、そうした者を救助に行かなければならないファースト・レスポンドーの生命をも危険にさらすことになる、というものであった。

ところで、ポーク・カウンティの予告した措置に対する批判の中には、性犯罪前歴者を避難所で受け入れないことを問題視するものもあった。もっとも、性犯罪前歴者の登録や公開など厳格な再犯防止策を講じている合衆国²²では、性犯罪前歴者の居住禁止地域の設定に加え、性犯罪前歴者の避難所の利用に関しても制限を設けている州や法域が少なくない²³。性犯罪前歴者の避難所利用の制限の方法には大きく三つの類型があるとされ、すなわち、①性犯罪前歴者

に対し、非常事態が宣言されている際に避難所を利用するときは、避難所の運営者、当該カウンティのシェリフ及び警察署署長に届け出をしなければならないとするもの²⁴、②性犯罪前歴者の一般の避難所の滞在を禁止し、それとは別の場所を避難所として指定し、利用させるもの²⁵、及び、③そうした特別の避難所が利用出来ない場合に限り、一般の避難所内の別の区画での滞在を許すものである²⁶。

フロリダ州には、性犯罪前歴者の登録制度があるが、当時、性犯罪前歴者の避難所利用に関して州全域に適用される州法はなく、対応は各カウンティの条例(ordinance)や運用に委ねられていた。ポーク・カウンティは、2017年以前から上記②の対応を行っており²⁷、性犯罪前歴者には登録時にその旨が予め告知される²⁸。ハリケーン・イルマの際は、同カウンティのジェイルのうち、管理運営用の建物が性犯罪前歴者のための避難所として指定された。

(3) Judd氏は、一連の批判を受けて同日午後、報道機関に対して次のように反論している。

「理解しておくことが重要なのは、性犯罪前歴者を5歳、6歳あるいは7歳の子供の隣で寝ることを我々は許すわけにはいかないということだ。……あなたに現在有効な令状が発せられているとする。もしあなたが避難所に現れたならば、我々はあなたを安全に保護するが、それはカウンティのジェイルにおいてということになる。我々には令状を執行する法的義務があるからだ。我々は4、5日前もって警告を与えている。もしあなたに現在、軽微な罪について有効な逮捕状が発せられているとすれば、あなたにはいくつかの選択肢がある。その一つは、出頭し、必要な手続きを行い、釈放されることである。そうすれば、避難所に来ることができる。……人々に警告を与えまた人々の安全を保つことで批判が殺到するとは思ってもみなかった。でも構わない。我々はこのカウンティ、このコミュニティ、そしてフロリダ州の人々に対して、私たちの避難所は安全だということを伝えたいのです。」²⁹

(4) ポーク・カウンティは結局予告通り、避難所入口での検問を実施した。

すなわち、同カウンティ指定の各避難所において、法執行官を配置し、入口で来所者の運転免許証などの身分証明証の提示を求め、それを令状発付状況及び犯歴情報が集積されたデータベースに照会し、身分証明証を携行していない者には、後に照会を可能とするために指紋の押捺・提出を求める方法で検問は実施された。照会にあたっては、性犯罪や粗暴犯といった犯罪類型の限定はされなかった。また身分証の提示及び指紋の押印を拒否した者は、避難所への立ち入りを許されず、退去を求められた。

その結果、逮捕状の発せられている者が避難所に現れることはなく、逮捕された者はいなかった。避難所に現れた性犯罪前歴者は2人あり、両名は、性犯罪前歴者用の避難所に行くことを求められ、合計43人の性犯罪前歴者が同所に避難したとされる³⁰。

2(1) 2017年9月10日、Judd氏の指揮の下ボーク・カウンティが行ったこの措置につき、Judd氏とボーク・カウンティを被告として、合衆国憲法典タイトル42第1983条に基づく訴訟が提起された³¹。

原告は、同カウンティの避難所の一つに赴いた際に、臨場した警察官に身分証又は指紋を提出して令状発付・犯歴の照会を経ない限り立入は許さないと告げられたため、別のカウンティの避難所に行った男性であり、大要次のように論じて、男性を含む来所者の合衆国憲法第4修正上の権利が侵害されたと主張した。すなわち、フロリダ州では、運転免許証や身分証に性犯罪前歴者であることが表示されており、性犯罪前歴者の避難所の立ち入りを防止する目的であれば、その表示の有無を確認するのに必要な限度で運転免許証を提示させれば足りるはずである。それにも拘らず、具体的嫌疑のないまま、来所者全員を停止させ、身分証等により令状発付状況・犯歴の調査を行うというのは、軽微な罪を含め、何か逮捕等を行う理由がないか調べようという通常の犯罪摘発を目的とした漁獵的探索 (fishing expedition) であって、第4修正の禁ずる不合理な身体押収にあたる、と主張したのである³²。

(2) それに対し被告側は訴答書面において、①ボーク・カウンティの措置はそもそも第4修正上身体押収にはあたらず、②仮にあたるとしても合理的な押収であるから第4修正違反は生じないと反論を行った³³。

Judd氏側の反論の第一点は次のようなものであった。すなわち、合衆国最高

裁の先例によれば³⁴、法執行官と市民の接触の全てが第4修正上の押収を構成するわけではなく、法執行官の要請に任意に応じるか、無視するかを市民が選ぶことのできる状況下では第4修正上の押収は生じない。そして相手方に氏名を尋ね、令状が発付されていないかを確認しただけでは第4修正上押収は生じないというのが州裁判所の先例³⁵である。さらに2012年の合衆国第11巡回区 Court of Appeals の先例³⁶では、州の有料道路入口の料金所で高額紙幣による支払いをした者が、偽造紙幣対策のために料金収受員が車両の特徴等を記録している間、そして運転免許証を提示するまで通行を許されなかったことを不合理な身体押収であると主張したが、これは退けられている。同裁判所はその理由として、州の有料道路の利用を選んだということは、州が道路利用に対して設けた合理的な条件に対する黙示の同意を示すものであり、停止は同意に基づくということができるとし、それを避けるために高額紙幣以外の支払い方法を選ぶことも有料道路の利用を中止して料金所を後にすることもできたという事情を指摘している。ポーク・カウンティの避難所で来所者が令状発付の有無の確認のために身分証の提示が求められることは周知されており、原告には避難命令等により自宅を退去しなければならないという事情があったわけでもないことからすれば、同裁判所が述べた理由は本件にもあてはまり、原告の停止は同意に基づくものといえる、というものである。

Judd 氏側の反論の第二点は次のようなものである。合衆国最高裁の先例³⁷上、様々な文脈で、具体的な嫌疑に基づかない自動車検問が第4修正上適法とされているが、それらの判断の中核にあった事情は、停止に際して法執行官に裁量がなかったこと、検問の主要な目的が一般的な犯罪統制以上のものであったことである。この点、本件避難所での停止に際して、法執行官に裁量はなく、来所した全ての成人が停止させられており、その目的も令状が発付されている危険な犯罪者から避難所に滞在している人々を、そして性犯罪前歴者から年少者を保護するためであるから、仮に本件避難所での停止が第4修正上の押収であったとしても合理的な押収であって第4修正違反は生じない、というものである。

(3) 原告は、被告の反論に対してさらに反論することなく、2018年3月に訴えを取り下げた³⁸。取下げの理由は明らかにされていない。

3 このようにポーク・カウンティにおける措置を巡る訴訟では、裁判所の判断が示されることはなく、また当事者の法的主張・議論も必ずしも十分に深まっていない側面もある。しかしながら避難所の入口で臨場した警察官が身分証明書の確認のために来所者を一律に停止させることが、第4修正上の身体の「押収」となるか、そして仮に押収である場合はそれが第4修正の要求する「合理的な押収」といえるかが争点となりうることは被告側も否定していない。わが国の憲法35条に対する一般的な解釈では通常このような争点は生じないため、次節では、わが国の憲法とその解釈との対比を意識しつつ、まず第4修正の文言と解釈、違反の効果を確認し、「身体」の「押収」の解釈について先例の展開を分析した後、避難所での来所者の身分確認のための停止に関連してくると考えられる、自動車検問、空港・裁判所等での保安検査、身分証明書の提示という具体的状況に関する先例を分析していく。

三 合衆国憲法第4修正と関連する先例

1 第4修正と「身体」の「押収」

(1) 合衆国憲法第4修正は、「不合理な搜索および押収 (unreasonable searches and seizures) から、身体、住居、書類及び所持品が守られるという国民の権利は侵されない。そして、令状の発付は、宣誓若しくは確言で支えられた相当な理由に基づき、かつ、搜索すべき場所及び押収すべき身体 (person) 又は物を特定して記載してある場合を除いて許されない」と定める³⁹。

第4修正は、わが国の憲法33条や35条と異なり、文言上は令状による搜索・押収を原則とはしておらず、あくまで搜索・押収の合理性を要求し、一般令状を禁止するにとどまる。もっとも合衆国最高裁は、物の搜索と押収に関しては、限られた例外的な場合を除いて、第4修正後段で適法となる令状によらない限り、すなわち、「相当理由 (probable cause)」に支えられ、かつ、押収対象物と搜索場所を具体的に記載した令状を事前に入手しない限り、原則として前段の「不合理な搜索・押収」とみなされると解している⁴⁰。令状発付官の事前審査により実体要件である相当理由の存在を担保することがその狙いであり、物の搜索と押収については、例外の広狭はあれど、理論上はわが国の令状主義に近い立場が採られているといえる⁴¹。

第4修正の禁ずる不合理な搜索・押収の結果獲得されるに至った証拠は、将来の違法捜査の抑止を目的として、一定の例外法理に該当する場合を除いて第4修正の要求として刑事手続から排除される⁴²。抑止効を狙いとすると点ではわが国の違法収集証拠排除法則と共通する側面もあるが⁴³、その実定法上の根拠・適用範囲等は大きく異なる⁴⁴。

排除法則を含む以上の第4修正の内容は、第14修正のデュー・プロセス条項を通じて州政府の活動にも適用される⁴⁵。したがって合衆国最高裁が第4修正の解釈として示したものは米国全土の法執行機関等の活動を拘束することになる。

(2) 「身体」の「押収」である逮捕 合衆国憲法は、逮捕 (arrest) について、わが国の憲法33条のような独立の規定を有しておらず、逮捕は「身体」の「押収」(seizure of person) として第4修正の適用を受ける。コモン・ローより逮捕には被疑者が罪を犯したことの相当理由が要件とされてきたことから、第4修正上も相当理由が逮捕の実体要件と解されている。わが国では、被疑者の逃亡または罪証隠滅という逮捕の必要性が刑事訴訟法で要求され⁴⁶、それを憲法の要求とみる見解も有力だが⁴⁷、第4修正の解釈としては、逮捕の必要性は実体要件とはされていない⁴⁸。

令状要件に関しては、コモン・ロー上、重罪 (felony) を理由に被疑者を公共の開かれた場所で逮捕する場合は令状が不要とされていたことから、第4修正上も、公共の場所における無令状逮捕は、現行犯状況や緊急性等の事情がなくとも、不合理な押収とはみなされていない⁴⁹。この点は、逮捕についても令状入手を原則としているわが国憲法33条の立場と大きく異なる。

2 「身体」の「押収」となりうる停止

(1) わが国では、無令状で行われる街頭での不審事由のある者の停止や所持品検査を憲法33条の逮捕や憲法35条の搜索・押収と捉えるとする見解は少ないが、合衆国最高裁も当初は、搜索・押収概念と、相当理由と令状入手の要件とを強く結びつけ、捜査・訴追を目的とした典型的な搜索・押収を越えて第4修正の保障を及ぼすことには慎重な立場を採っていた⁵⁰。ところが、行政目的の住居立ち入り検査に第4修正の適用を肯定した1967年の *Camara*⁵¹ を経て、

1968年の *Terry*⁵² において典型的な逮捕や搜索に至らない停止や捜検にも第4修正が適用されることが明らかにされる。

(2)*Terry* *Terry* の事案は、武装強盗を行うのではないかとの疑いを抱いた警察官が、街頭にいた3人の男に対し、警察官の身分を明かして氏名を尋ねたが答えなかったため、一人を後ろ向きにして着衣の上から触った結果、拳銃の発見に至ったというもので、拳銃の証拠排除が争点となった。*Terry* は、このような態様の停止と捜検 (frisk) も、それぞれ第4修正上「身体」の「押収」と「搜索」にあたりと判断し、その理由として、①第4修正は個人の自由に対する政府の干渉が常に合理的であることに関心を寄せること、②伝統的な意味での逮捕や完全な搜索に至らずとも、警察官が個人を呼び止めて立ち去る自由を制約することや、着衣の上から武器を所持していないかを注意深く探ることは、それぞれ「身体」の「押収」と「搜索」といってよく、とりわけ捜検の間、公共の場で警察官にされるがままの状態に置かれることの屈辱感は大きく重大な不利益といえること、そして、③第4修正は干渉を開始するための正当化事由のみならず、その態様・範囲が当該事由と厳密に関連して正当化するものであることを要求するところ、かかる規律を停止や捜検にも及ぼす必要があることを指摘した⁵³。

停止と捜検について第4修正上要求される要件に関しては、*Terry* はまず、警察官が警邏中にその場での観察に基づき迅速にせざるを得ないというその性質から、無令状での実施を原則として不合理な搜索・押収とみなす先例は妥当しないと、令状入手は要件にならないとした⁵⁴。そして相当理由の要件についても、それが典型的な逮捕や搜索について政府の利益と個人の自由への干渉の権衡を図って定立された要件であるから、停止と捜検とは、達成しようとする政府の利益も、伴う個人の自由への干渉も異なるから要求されないとし、あらためて政府の利益と個人の自由への干渉の権衡を図る要件を立てる必要があるとした。その上で、当該事案のような停止と捜検については、政府の利益は、効果的な犯罪予防及び摘発、並びに警察官と第三者の安全確保にあり、伴う個人の自由への干渉の程度は、逮捕や完全な搜索に比べると短時間で小さいものにとどまると分析し、それらが第4修正上合理的な押収・搜索となるには、対象者が何らかの犯罪を犯そうとしていること、及び、凶器を携行し他害の危

険があることについて、警察官の直感(hunch)ではなく、人に言葉で説明することのできる合理的嫌疑(reasonable suspicion)があり、合理的な質問をしても警察官等の安全に対する危惧が払拭できない事情が認められることが要求されるとした。そしてこれらの要件が当該事案では満たされており第4修正違反は生じず、排除法則も適用されないとして拳銃の証拠能力を肯定したのである。

本稿の関心に焦点を絞って整理をすると、Terryは、①第4修正は純粋な捜査・訴追を目的とする活動だけでなく犯罪の防止・早期摘発を目的とする活動にも適用されうることを確認した上で、②典型的な捜索・押収、逮捕に至らない程度の干渉であっても第4修正は適用される場合があること、③その場合、相当理由と令状入手のいずれも必ずしも要件とならず、当該活動により達成しようとする政府の利益、伴う個人の自由への干渉の程度を考慮し、両者の権衡が認められる事情が実体要件として要求されること、④少なくともその間に捜検を伴うような態様の停止は第4修正上「身体」の「押収」に該当し、その開始に際しては合理的嫌疑が存在し、かつ当該嫌疑と合理的関連性が認められる時間内・態様で行われることが要件となること、④こうした要件を欠いた違法な停止の結果獲得された証拠は排除されることを明らかにしたといえる⁵⁵。

職務質問を目的とした、実質逮捕に至らない干渉の程度の弱い停止を憲法上の押収と捉え、しかもその違法から得られた証拠に原則として排除法則を適用するというのは⁵⁶、わが国の判例や多数説の立場からは隔たりが大きい。合衆国最高裁がそうした解釈を示したのには、上記の通り、第4修正がわが国の憲法33条や35条と異なり、捜索・押収が令状に基づくことを原則とする定め方をしておらず、文理解釈として押収・捜索の概念を広く捉える余地が大きかったことのほか、次のような背景と関心があったと考えられる。すなわち、20世紀に入り社会の都市化の一層の進展により、警察の街頭での犯罪の予防・早期摘発活動の必要性が高まり、各州や州内各法域で多様な法執行機関が多様な基準に基づいてこれを行うようになった。かかる活動の干渉の程度は、典型的な逮捕に比べれば小さいとしても、行動・移動の自由の制約であることには変わらず、その態様次第では対象者に強い不安や屈辱感を与えるなどその干渉は無視しうるものではない。さらにそうした警察官の活動に関しては、逮捕の

相当理由ほど確立した基準はなく、また性質上市民を広く対象として繰り返し行われる性質の活動であるため、恣意的な運用の弊害も大きい。街頭での犯罪予防・早期摘発活動に関しても米国全土で最低限度の基準の定立・規格化が求められるところ、連邦制国家であることを前提に合衆国最高裁がこの要請に応えるには、まず州に適用される憲法条項上の基本権の制約を伴うものと位置づける必要があり、さらにその制約が許される基準を先例により具体化し、その遵守に実効性を持たせるため、排除法則の適用まで認めて通常の刑事手続の中で活動の適法性が争点となるようにしなければならない⁵⁷。こうした考慮が合衆国最高裁にあったと推測されるのである。翻ってわが国で憲法33条や35条の具体的な要求や憲法に基づく証拠排除の要求に関する議論が合衆国でほど活発にならない背景には、単一国家であり、警察官による犯罪予防・早期摘発活動の要件を定める警察官職務執行法が存在し、さらに都道府県警察の活動の調整・監督を担う警察庁が存在するわが国では、裁判所が法律の解釈として基準を示すことができ、またそれが全国で遵守され易いという事情もあろう⁵⁸。

(3) *Mendenhall* テスト さて *Terry* は、停止が第4修正上身体の押収にあたる場合について、「警察官が物理的な有形力を行行使して、または、当局の者であることを示して (show of authority)、市民の何らかの自由を制限した場合」⁵⁹ と判示したが、他方で街頭での警察官の市民との接触が全て身体を押収を伴うわけではないとも判示していた⁶⁰。そして *Terry* では、拳銃の排除が争点であったため、捜検に先立つどの時点で停止が成立していたのかは争点とならなかったため、それ以上の具体的な基準が示されなかった⁶¹。このため警察官の行為態様から対象者の行動の自由を制約しようという意思が明らかでなかったり、対象者が警察官に対して不承不承対応している場合に、身体を押収の成否がどのように判断されるのかは判然としなかった。

そのような場合につき、その後の合衆国最高裁の先例は、事情を総合し、通常人 (reasonable person) において、退去の自由がないと感じられるか否かを判断基準として用いている (*Mendenhall* テスト)⁶²。この基準はもともと、空港で薬物運搬が疑われる者を DEA (連邦薬物取締局) 捜査官が質問のために停止させ、その後の空港内事務所に同行させたという事案の1980年の *Mendenhall*⁶³ のスチュワート裁判官の意見の中で示されたものであり⁶⁴、上記

基準を導く上で、第4修正の目的は、法執行官の個人のプライバシーと人格権に対する恣意的で抑圧的な干渉を防ぐことにあるから、法執行官の質問を無視して立ち去ることができる場合に、具体的・客観的な正当化事由を要求することで促進される利益はなく、むしろ効果的な法執行の手段である職務質問に対する非現実的な制約を課すことになってしまうことが指摘されていた⁶⁵。同裁判官はまた、身体の押収を推認させ得る事情の具体例として、複数の警察官の威圧的な様子の臨場や、警察官の武器の呈示・外部から見える状態での携行、対象者に対する一定の物理的接触、警察官の要請に従うことが義務であるかのような言葉使いや声の調子を挙げ、反対に法執行官の主観的意図は相手方に伝わらない限りは関連性を持たないとしていた⁶⁶。また *Mendenhall* テストを満たす場合、対象者が実際に立ち去りを試みていなくとも身体を押収が成立するものとされていた⁶⁷。

さらにその後の先例では対象者が職場やバス内にいるなどして退去を望んでおらず、「立ち去り」の自由が問題とならない場合も警察官による身体を押収は成立する余地が認められており、その場合は、通常人を基準に警察官等の要請を拒否したり、応対をやめる自由があると感じられるかが問われるとされている⁶⁸。

Mendenhall テストの具体的な適用をみると、合衆国最高裁の先例では、密入国調査のため管理者の許可を得て立ち入った工場作業場内において、INS（連邦移民帰化局）係官が作業を行う労働者に対し質問を行った事案⁶⁹、長距離バス内で前後のドアにそれぞれ警察官を配置した上で警察官が順次乗客に質問をした事案⁷⁰、警察のパトカーを認めて急に走り出した被疑者を、パトカーでサイレン・警光灯を使用することなく低速で併走した事案⁷¹で身体を押収が否定されている。空港で薬物運搬が疑われる者を DEA の捜査官が質問のために停止させ、その後空港内の事務所に同行させた事案では、身体を押収を否定した判断（*Mendenhall*）と肯定した判断⁷²があり、前者になく後者にあった事情として、対象者から確認のために預かった運転免許証や航空券を捜査官が返還していなかったという事実があった。

Mendenhall テストを歩行者の停止について適用した下位の裁判所の先例をみると⁷³、警察官が対象者の行く手を遮ったり⁷⁴、対象者の所持品をすぐに返却

しない⁷⁵、拳銃をホルスターから抜く⁷⁶、対象者の身体や衣服を掴んで無理に移動させた場合⁷⁷等に、身体を押収が成立することが前提とされている。他方、街頭等において、警察官が立ち止まっている者に近づいて質問を開始したり⁷⁸、歩行者に追いついて止まるよう求めたり⁷⁹、あるいは、自分のもとに呼びつけて質問を開始すること⁸⁰は未だ身体を押収は成立しないとした判断もある。有形力を伴う場合でも、相手方の肩を軽く叩いたり⁸¹、工場作業場内で作業中の従業員の肩を掴む⁸²など、人の注意を引く手段として通常のものである限り、そのみでは身体を押収は生じないとされている。こうした警察官による停止に関する下位の裁判所の判断について、仮に一般市民が行なったとして相手方に無礼・侮辱的と思わせるもの（offensive）ではない態様である場合は、身体を押収が否定されていると整理する見解もある⁸³。わが国では、そうした軽微な干渉の停止も、職務質問目的で行なわれる限りは警察官職務執行法2条1項の停止に含めて捉え、いわゆる不審事由が要求されるのに対し、合衆国ではより干渉の程度の強い停止を第4修正上の身体を押収と捉えていることが分かる⁸⁴。

本研究は、日本学術振興会科学研究費基盤研究(C) (課題番号17K12624) の助成を受けた研究成果の一部である。

- 1 災害対策基本法は、指定緊急避難場所（同法49条の4）と指定避難所（49条の7）とを区別している。両者を兼ねる施設もあり、本稿の関心は基本的にいずれにもあてはまると思われるため、本稿では区別していない。
- 2 近年のわが国の災害時の犯罪状況に関しては、岡本英生ほか「災害後の効果的な防犯対策について—熊本地震の被災地調査に基づく検討—」（公益財団法人日工組社会安全研究財団2018年度一般研究助成研究報告書、2019年）、岡本英生ほか「大規模災害後の犯罪対策に関する実証的研究—犯罪発生予防と犯罪不安の低減のために」（科学研究費助成事業研究成果報告書、2016年）、斉藤豊治編『大災害と犯罪』（法律文化社、2013年）、岡本英生ら「大災害後の防犯対策に関する研究」（公益財団法人日工組社会安全研究財団2012年度一般研究助成研究報告書、2014年）等を参照。

被災者の避難所利用の萎縮という観点から特に憂慮されるのが避難所における性犯罪である。わが国の近年の大規模災害時において性犯罪が平時よりも増加したり、多発していることは必ずしも実証はされていない。また災害時の性犯罪は不安を特に煽るものであるからかデマ・流言の対象とされることもある。とはいえ、避難所ではプライバシーが十分に保障されにくく、避難所の特殊な環境下で生ずる関係性が（「対価型」や

- 「地位利用型」などの)性犯罪の契機となるなど、性犯罪の発生リスクが存在する。また非常事態であることから被害者が被害を申告しづらいなど、平時でも高いとされる性犯罪の暗数を一層高めると考えられる事情がある。こうした性犯罪の発生しやすい一方で発覚しづらい構造とあわせて聞き取り調査の結果を考慮すれば、一定数の性犯罪は避難所で実際に発生していたと推測でき、また少なくともそのような想定に基づく防犯対策を講ずる必要があると思われる。災害後の性犯罪に関しては、平山真理「阪神・淡路大震災後と関東大震災後の犯罪現象の比較」斉藤編・前掲書35頁、東日本大震災女性支援ネットワーク「東日本大震災『災害・復興時における女性と子どもへの暴力』に関する調査報告書(2015年1月改訂ウェブ版)」(2015年)(<http://risetotogether.jp.org/wordpress/wp-content/uploads/2015/12/bouryokuchosa4.pdf>)を参照。なお男女共同参画局「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(2020年)32頁(http://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/pdf/guidelene_01.pdf)では、女性に対する暴力の防止・安全確保のために避難所等で取り組むべき事項を列挙している。
- 3 岡本ほか(2019)・前掲注2・22頁。
 - 4 近年の大規模災害時の流言・デマに関しては、ニューズワーク阪神大震災取材チーム『流言兵庫—阪神大震災で乱れ飛んだ噂の検証』(碩文社、1995年)、荻上チキ『検証 東日本大震災の流言・デマ』(光文社、2011年)等を参照。
 - 5 アメリカでは、相当な割合の人々が、「他者に対する深刻な不信と犯罪被害に遭うことへの恐怖から」ハリケーンに際して避難所の利用を躊躇したことを示す調査がある。See Ashley K. Farmer et al., *Scared of the Shelter from the Storm: Fear of Crime and Hurricane Shelter Decision Making*, 88 Sociol. Inq. 193, 207-08 (2018).
 - 6 内閣府(防災担当)「避難所運営ガイドライン」(2016年)53-54頁(http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605hinanjo_guideline.pdf)参照。
また熊本地震の各地の避難所の防犯の取り組みの調査に関しては、内閣府「平成28年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書」(2017年)92-95頁(<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/houkokusyo.pdf>)参照。
 - 7 荻上・前掲書 第1章参照。
 - 8 2020年3月1日にNHKが災害時の性犯罪を題材としたドキュメンタリー(「明日へつなげよう 証言記録『埋もれた声 25年の真実～災害時の性暴力～』)を放映し注目されるなど、避難所での犯罪の実態に対する関心が今後高まっていく可能性もある。
 - 9 その他、規制薬物や凶器、犯罪の道具等を所持していないか所持品検査に応じることを避難所利用の条件とすべきだという主張や、立法により身分証の提示や所持品検査に応ずることを法的義務付けるべきといった主張がなされる可能性もあるが、それらについては本稿の検討の対象とはしない。
 - 10 避難所ではDVの加害者やストーカーが被害者の所在を把握し接近しやすい状況が生じうる。大規模災害が発生した際に避難所に配付することを想定して静岡県警が作成した「防災女子赤のまもり」(2017年)(<https://www.pref.shizuoka.jp/police/kurashi/saigai/documents/bosaijoshi-aka.pdf>)には、DV・ストーカーの被害者に向けて、「相手方の目に触れる可能性も考えて」避難者名簿の記載に注意し、DV・ストーカー事案が「急展開し、凶悪犯罪

に至る可能性」を踏まえ警察に相談し、居場所を伝えておくことを推奨している。こうしたDV・ストーカー犯罪の懸念に対しては、避難所での身分確認の徹底により加害者の所在・動向を把握することができればより十全な対応ができるといった主張もでてくるだろう。

- 11 齊藤・前掲書 41 頁参照。
- 12 さらに、避難所での犯罪予防の目的とは別に、被災を免れたいのは被疑者も同じであるから重要指名手配被疑者等を逮捕する好機となるという主張もされるかもしれない。
- 13 毎日新聞「路上生活者の避難拒否 自治体の意識の差が浮き彫りに 専門家『究極の差別だ』」(2019年10月13日) (<https://mainichi.jp/articles/20191013/k00/00m/040/266000c>) 参照。平成25年6月の災害対策基本法改正により、同法に避難所における生活環境の整備についての努力義務規定が設けられたことを受け(同法86条の6)、2013年8月に内閣府が市町村等に向けて作成した取組指針では、「避難者の数や状況の把握は、食料の配給等において重要となることから、避難者一人一人に氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等を記載してもらい、避難者名簿を作成することが望ましい」としている。内閣府(防災担当)「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(2013年)15頁以下 (<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/h25/pdf/kankyokakuho-honbun.pdf>) 参照。
- 14 本稿二を参照。
- 15 See Kyle M. Wood, *Taking Shelter under the Fourth Amendment: The Constitutionality of Policing Methods at State-Sponsored Natural Disaster Shelters*, 60 Wm. & Mary L. Rev. 1071 (2019). 本稿の分析の視点は同稿に拠るところが大きい。
- 16 2005年のハリケーン・カトリーナ後では、略奪や銃撃が起こるなど、合衆国における災害後の犯罪状況の内容と性質はわが国と異なる。朝日新聞「米ハリケーン『カトリーナ』被災地、略奪・撃ち合い 治安悪化 目撃者『まるで戦場』」(2005年9月1日朝刊)、エミリー・ベスロット「ハリケーン・カトリーナ後のアメリカ南部の危機」齊藤編・前掲注2・70頁等を参照。幸いそれと同等の治安悪化はわが国では生じていない。
- 17 フロリダ州では、複数回の、有形力を用いた、または、年少者に対する性犯罪を犯した者を「捕食的性犯罪(前歴)者(sexual predator)」としてそれ以外の性犯罪(前歴)者(sexual offender)と区別している。See Fla. Stat. §775.21(3)(a). 他州でも同様に一定の重大な性犯罪前歴者を州法上区別することがあるが、本稿では、特に断りがない限り、両者を区別せず「性犯罪前歴者」という。
- 18 Polk County Sheriff (@PolkCoSheriff), TWITTER (Sept. 6, 2017, 7:30 AM), <https://twitter.com/PolkCoSheriff/status/905438093527928834>.
- 19 Polk County Sheriff (@PolkCoSheriff), TWITTER (Sept. 6, 2017, 7:31 AM), <https://twitter.com/PolkCoSheriff/status/905438240278278144>.
- 20 See e.g., AJ Willingham, *Sheriff Says Those with Warrants Should Go to Jail: Not a Hurricane Shelter*, CNN (Sept. 7, 2017, 11:47 AM), <http://www.cnn.com/2017/09/06/us/polk-county-sheriff-irma-tweets-trnd/index.html>
- 21 ACLU of Florida (@ACLUFL), TWITTER (Sept. 7, 2017, 5:48 AM), <https://twitter.com/ACLU-FL/status/905487915148615681>.

- 22 渥美東洋・宮島里史「米国における性犯罪前歴者等に係る対策の実態調査」(2006年) (http://www.syaanken.or.jp/wp-content/uploads/2012/05/bouhan1803_03.pdf) 等参照。
- 23 See Office of Program Policy Analysis and Government Accountability, *Sex Offender Registration and Monitoring Triennial Review - 2018* (Dec. 2018) 27, <http://www.oppaga.fl.gov/Documents/Reports/18-08.pdf>; University of Maryland Center for Health & Homeland Security, *Housing Sex Offenders In Emergency Shelters* (Nov. 2015), <http://www.iaem.com/documents/CHHS-Memo-%20Housing-Sex%20Offender-in-Emergency-Shelters.pdf>.
- 24 See Miss. Code Ann. §45-33-28.
- 25 See LA Rev. Stat. §29:726.
- 26 See Lee County, Fla. Ordinance 06-08.
- 27 ポーク・カウンティの広報官が報道機関に回答したところによる。See Elizabeth Flock, *Where Florida counties sheltered sex offenders during Irma*, PBS News Hour (Sep. 13, 2017), <https://www.pbs.org/newshour/nation/florida-counties-sheltered-sex-offenders-irma>.
- 28 See Fox13 News staff, *infra* note 29. ポーク・カウンティの条例 (ordinance) でその旨定められているとの報道もある。See Kate Irby Kirby, *Sheriff spurs outrage over promise to check IDs at all shelters during Hurricane Irma*, Miami Herald (Sep. 6, 2017), <https://www.miamiherald.com/news/nation-world/national/article171551437.html>.
- 29 See FOX 13 News staff, *Florida sheriff: Sex offenders not welcome at hurricane shelters*, Fox 13 News (Sep. 6, 2017), <https://www.fox13news.com/news/sheriff-judd-sex-offenders-those-with-warrants-not-welcome-at-hurricane-shelters>.
なおポーク・カウンティが予告した避難所入口での身分確認に対しては、不法移民を不当に標的にしているとの批判もあったが、シェリフ・オフィスの広報官が不法移民かどうかの確認は行われないことを明らかにした。See Christal Hayes and Bianca Padró Ocasio, *Hurricane Irma: Florida sheriff threatens to arrest fugitives at shelters*, Orlando Sentinel (Sept. 6, 2017), <https://www.orlandosentinel.com/weather/hurricane/os-hurricane-irma-florida-sheriff-jail-shelter-20170906-story.html>.
- 30 See Flock, *supra* note 27.
- 31 See Complaint ¶ 1, *Libre by Nexus v. Judd*, No. 2017CA-003170-0000-00 (Fla. Cir. Ct. filed Sept. 10, 2017). 本件の訴答書面の pdf は次のウェブサイトです。 <https://pro.polkcounty-clerk.net/PRO/PublicSearch/Details/Vjww98PxRWzqTkEVpxgUd64EaqtYKma8W16RCxWBCMI%3d> 参照。合衆国憲法典タイトル 42 第 1983 条 (Title 42 U.S.C. §1983) は、州法上の職責の下、合衆国憲法上保障された個人の権利を侵害した者の不法行為責任を認める連邦法であり、当該原告は救済として、損害賠償の認定に加えて、違憲確認と差止め命令を求めた。See Amended Complaint ¶ 15, *Libre by Nexus v. Judd*, No. 2017CA-003170-0000-00 (Fla. Cir. Ct. filed Nov. 1, 2017).
- 32 See *id.*, ¶¶ 1-2, 8-13. 原告の訴状は、事実と主張が混在しているなど法的な主張として未整理な側面があるものの、主張の骨子は本文のような内容のものと整理できるものと思われる。なお原告は、個別の嫌疑を欠いた、通常の刑事法執行を主目的とした自動車検問を第4修正違反とした *Edmond* (*City of Indianapolis v. Edmond*, 531 U.S. 32 (2000)) を援用

- している。See mended Complaint, supra note 31 ¶ 2.
- 33 See Motion to Dismiss Plaintiffs' Amended Complaint and Motion to Strike Portions of Plaintiffs' Amended Complaint with Incorporated Memorandum of Law ¶¶ 2, 9-13, *Libre by Nexus v. Judd*, No. 2017CA-003170-0000-00 (Fla. Cir. Ct. filed Dec. 21, 2017).
- 34 *United States v. Mendenhall*, 446 U.S. 544 (1980).
- 35 *State v. Woodard*, 681 So. 2d 733 (Fla. 2d DCA 1996).
- 36 *Chandler v. Fla. Dep't of Trans.*, 695 F.3d 1194 (11th Cir.2012)
- 37 *United States v. Martinez-Fuerte*, 428 U.S. 543 (1976); *Michigan Dept. of State Police v. Sitz*, 496 U.S. 444 (1990).
- 38 See Notice of Voluntary Dismissal, *Libre by Nexus v. Judd*, No. 2017CA-003170-0000-00 (Fla. Cir. Ct. filed Mar. 23, 2018).
- 39 U.S. Const. amend. IV. 第4修正の沿革に関して、井上正仁『強制捜査と任意捜査（新版）』（有斐閣、2014年）33頁以下参照。
- 40 See e.g., *Katz v. United States*, 389 U.S. 347, 357 (1967).
- 41 ただし例外が働く場面がかなり多いため、無令状捜査は公式には例外であるとしても、実務上はかかなり一般的なものと評される。See Eve Brensike Primus, *Disentangling Administrative Searches*, 111 Colum. L. Rev. 254, 255 (2011).
- 42 第4修正の排除法則は1914年の *Weeks* (*Weeks v. United States*, 232 U.S. 383 (1914)) で初めて採用され、1963年の *Mapp* (*Mapp v. Ohio*, 367 U.S. 643 (1961)) で第14修正デュー・プロセス条項を通じて州にも適用されるようになった。合衆国最高裁は現在では、第4修正の排除法則について、捜査機関の将来の違法活動を抑止し個人のプライバシーを保障することを意図して裁判所が創設した憲法上の救済策と位置づける。See *United States v. Calandra*, 414 U.S. 338, 348 (1974).
- 43 最判昭53年9月7日刑集32巻6号1672頁参照。
- 44 両者について「似て非なる原則ではないかと思われる様相を呈している」と指摘するのは、柳川重規「判例が採用する違法収集証拠排除法則についての検討」法学新報113巻11・12号（2007年）700頁。
- 45 See *Wolf v. Colorado*, 338 U.S. 25 (1949); *Mapp v. Ohio*, 367 U.S. 643 (1961). 1971年に追加された合衆国憲法の第1修正から第10修正までの権利章典 (bill of rights) は元来、連邦政府の活動を規律するものであった。ところが、南北戦争後、州政府に対してデュー・プロセスの保障を義務づける第14修正が追加され、さらに1960年代より、合衆国憲法の権利章典のうち、その保障が秩序だった自由にとって基本的 (fundamental) な条項は、第14修正のデュー・プロセス条項の内容をなすと解されるようになり、その結果、刑事手続に関する保障は、そのほとんどが州に適用されている。
- 46 刑事訴訟法199条2項、刑事訴訟法規則143条の3参照。
- 47 例えば、佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂、2011年）335頁参照。
- 48 合衆国最高裁は、咄嗟の状況で行なわれ得る逮捕の判断は、十分に明確で単純な基準によるべきことを強調し、罰金刑しか科されない軽微な罪でさえも、相当理由がある限り、無令状逮捕が許されると判断している。See *Atwater v. Lago Vista*, 532 U.S. 318 (2001). 同判

- 断については、椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅶ』（中央大学出版部、2020年）157頁〔麻妻和人担当〕参照。もちろん、各州が州法により逮捕の要件を加重することは妨げられないが、かかる州法の存在は第4修正上の合理性の判断に影響しない。See *Virginia v. Moore*, 553 U.S. 164 (2008). 同判断については、同書169頁〔檀上弘文担当〕参照。
- 49 このことは、1976年の *Watson* で重罪を理由とする逮捕で確認され、2001年の *Anwater* で軽罪 (misdemeanor) を理由とする逮捕にも妥当することが確認された。See *United States v. Watson*, 423 U.S. 411 (1976); *Atwater v. Lago Vista*, 532 U.S. 318 (2001). もちろん、令状に基づかないことが第4修正違反にならないというだけで、軽罪については現行犯の場合以外は令状によらなければならないとする州が大勢とされる。柳川重規「身柄拘束制度の在り方—英米法を踏まえて—」*刑事法ジャーナル* 45号 (2015年) 172頁、173頁参照。
- なお、被疑者を逮捕するために人の住居等に立ち入る際に令状を要しないとするわが国の刑訴法220条1項1号の立場とは異なり、緊急性等がない限り、被疑者を逮捕するためでも被疑者の住居に立ち入るには逮捕状が、第三者の住居等に立ち入るには当該住居を搜索場所とする搜索令状が、それぞれ第4修正上要求されると解されている。See *Payton v. New York*, 445 U.S. 573 (1980); *Steagald v. United States*, 451 U.S. 204 (1981).
- 50 See e.g., *Frank v. Maryland*, 359 U.S. 360 (1959). See Scott E. Sundby, *A Return to Fourth Amendment Basics: Undoing the Mischief of Camara and Terry*, 72 Minn. L. Rev. 383, 386-391 (1988).
- 51 *Camara v. Municipal Court*, 387 U.S. 523 (1967). 市の公衆衛生部の検査官の住宅への立ち入りを第4修正の搜索と構成した上で、令状が必要とされるとしたが、相当理由に基づく必要はなく、地域的な検査を行なう合理的な立法上ないし行政上の基準が充足されていれば足りるとした。*Camara* で既に、搜索と相当理由との結び付きを解いており、また合理性の要件について、搜索の必要と侵害利益との衡量を問うアプローチが始まっている。
- 52 *Terry v. Ohio*, 392 U.S. 1, 16-20 (1968). *Terry* に関する邦文文献として、例えば、松尾浩也「判批」*アメリカ法* 1969-II号 (1970年) 246頁、阪村幸男「判批」伊藤正己ら編『英米判例百選I』（有斐閣、1978年）170頁等を参照。
- 53 *Terry*, 392 U.S., at 16-19.
- 54 *Terry*, 392 U.S., at 20.
- 55 第4修正の搜索に関しては、着衣を上から触る態様の搜検 (frisk) も「搜索」にあたり、対象者が凶器を携行し、他者に危害を加える現在の危険があることが要件となることも明らかにされた。なおその後の判例では、凶器ではない証拠物や禁制品を所持している虞があるにすぎない場合には、同様の態様の搜検を第4修正上合理的なものとして正当化することはできないと解されている。See e.g., *Minnesota v. Dickerson*, 508 U.S. 366 (1993).
- 56 違法な停止の結果、得られた証拠が排除されない場合として、例えば、違法な停止の対象となった者以外の者が排除を申し立てた場合や、停止の違法と得られた証拠の因果関係が相当程度希釈されている場合などがありうる。合衆国における排除法則の申立適格、いわゆる希釈法理についてはそれぞれ次の先例を参照。See *Jones v. United States*, 362 U.S. 257 (1960); *Wong Sun v. United States*, 371 U.S. 471 (1963).
- 57 連邦制度・地方分権的性格を背景とする多種多様の独立した法執行機関の存在と法執行の規格化の要請、それを受けた合衆国最高裁による合衆国憲法の解釈に関しては、渥美

東洋『レッスン刑事訴訟法(上)』(中央大学出版部、1985年)91-108頁、同『全訂刑事訴訟法(第2版)』(有斐閣、2009年)188-189頁参照。社会の都市化の進展を背景として1920年代から50年代に顕著になった合衆国における捜査の規律の変容については、渥美東洋『捜査の原理』(有斐閣、1979年)273-281頁参照。

58 もっとも裁判所としては法律の解釈として示すことで足りることが多いからといって憲法の要求がなくなるわけではない。合衆国固有の事情や要請によるものとして差し引いて考えるべき場合があるとしても、わが国の刑事手続に関する規定の多くについて母法をなす合衆国憲法の解釈は参考にすべきところが多いはずである。

59 *Terry*, 392 U.S., at 19, n.16.

60 *See id.*

61 *See id.*

62 基準とされる「通常人」は無実であることを前提とされる。*See Florida v. Bostick*, 501 U.S. 429, 438 (1991)。したがって、例えば、禁制薬物を実際に所持している者の心理としては、もはや警察官の追求を逃れることはできないと感じられる状況であったとしても、それだけでは身体を押収は成立したと認められないことになる。*Bostick* については、椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向VI』(中央大学出版部、2018年)289頁 [田中優企担当]。

63 *United States v. Mendenhall*, 446 U.S. 544 (1980)。 *Mendenhall* については、渥美東洋編『米国刑事判例の動向IV』(中央大学出版部、2012年)536頁 [宮島里史担当]を参照。

64 *See Mendenhall*, 446 U.S., at 554 (opinion of Stewart, J.)。 スチュワート裁判官の示した基準は1983年の *Royer* (*Florida v. Royer*, 460 U.S. 491 (1983)) で複数意見に、1984年の *Delgado* (*INS v. Delgado*, 466 U.S. 210 (1984)) で法廷意見に採用されるに至った。*Royer*, *Delgado* については、それぞれ渥美編・前掲注 63・525頁 [宮島里史担当]、同書 178頁 [前島充祐担当]を参照。

65 *See Mendenhall*, 446 U.S., at 553-54 (opinion of Stewart, J.)。

66 *See id.*, at 554, n.6 (opinion of Stewart, J.)。

67 *See Mendenhall*, 446 U.S., at 554 (opinion of Stewart, J.)。 なお、警察官が当局の者であるとの権威を示し相手方に停止を求めたが(例えば、警察官が「警察だ、止まれ」と叫ぶ等)、対象者が停止に応じなかったという場合の *Mendenhall* テストの適用範囲を巡って若干変遷がみられる。当初このような場合も常に *Mendenhall* テストが適用されることをうかがわせる判断がみられた後 (*See Michigan v. Chesternut*, 486 U.S. 567 (1988))、 *Mendenhall* テストは十分条件ではないとして対象者が実際に停止しない限り身体を押収は成立しないとした判断 (*See California v. Hodari D.*, 499 U.S. 621 (1991)) が現れ、その後、 *Mendenhall* テストは、専ら警察官の相手方に対する停止を求める意図が明確でない場合に適用される基準で、 *Hodari D.* のようにそれが明確である場合には実際に相手方が停止したかどうかによって身体を押収が判断されるものと整理された。*See Brendlin v. California*, 551 U.S. 249 (2007)。 *Chesternut*, *Hodari D.*, *Brendlin* については、それぞれ椎橋編・前掲注 62・3頁 [伊比智担当]、同書 21頁 [柳川重規担当]、椎橋編・前掲注 48・3頁 [川澄真樹担当]を参照。

68 *See Bostick*, 501 U.S., at 435-436; *See also United States v. Drayton*, 536 U.S. 194, 202 (2002)。 *Drayton* については、椎橋編・前掲注 48・397頁 [山田峻悠担当]を参照。

- 69 INS v. Delgado, 466 U.S. 210 (1984).
- 70 United States v. Drayton, 536 U.S. 194 (2002).
- 71 Michigan v. Chesternut, 486 U.S. 567 (1988).
- 72 Florida v. Royer, 460 U.S. 491 (1983).
- 73 See generally, 2 Wayne R. LaFave et. al., *Criminal Procedure* §3.8 (c) (4th ed. 2019).
- 74 See e.g., United States v. Berry, 670 F.2d 583 (5th Cir.1982).
- 75 See e.g., United States v. Low, 887 F.2d 232 (9th Cir.1989).
- 76 See Matter of T.T.C., 583 A.2d 986 (D.C.1990).
- 77 See United States v. Davis, 202 F.3d 1060 (8th Cir.2000).
- 78 See e.g., United States v. Lewis, 674 F.3d 1298 (11th Cir.2012).
- 79 See e.g., O'Malley v. City of Flint, 652 F.3d 662 (6th Cir.2011).
- 80 See e.g., United States v. Smith, 575 F.3d 308 (3d Cir.2009).
- 81 See e.g., United States v. Collis, 766 F.2d 219 (6th Cir.1985).
- 82 See e.g., Martinez v. Nygaard, 831 F.2d 822 (9th Cir. 1987)
- 83 See LaFave et. al., supra note 73 §3.8
- 84 ここから、第4修正の下で要求される合理的嫌疑は、わが国の不審事由よりも嫌疑としてより具体的・高度のものと考えられよう。